

# 経営事項審査の審査基準改正（平成30年4月1日施行）に伴う 建設工事の競争入札参加資格の取扱いについて

～格付を有する建設工事の資格等に関する取扱い～

（注）：格付を有する建設工事の資格とは、一般土木工事、農業土木工事、水産土木工事、森林土木工事、舗装工事、  
建築工事、電気工事及び管工事（以下「格付対象工事の資格」）をいいます。

経営事項審査の審査基準が改正され、平成30年4月1日から適用しており、新基準による結果通知書については5月上旬から発送される予定となっております。

このため、道では、平成29・30年度競争入札参加資格について、次のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

また、平成31年1月から受付を行う予定の平成31・32年度競争入札参加資格についても、次のとおり取り扱う予定ですので、併せてお知らせします。

なお、平成31・32年度競争入札参加資格の受付日程や審査項目等の詳細については、別途お知らせする予定です。

〔 旧経審 : H28.8.1施行（H28.8.1付け国土交通省告示第911号）  
新経審 : H30.4.1施行（H29.12.26付け国土交通省告示第1196号） 〕

## I 平成29・30年度競争入札参加資格（随時・再審査申請）

既に資格を有している資格者については、資格の再審査は行いません。

定期申請又は随時申請により既に平成29・30年度競争入札参加資格を有している方については、新経審による資格の再審査は行いません。

ただし、合併等で資格者の事業が移転された場合や会社更生法・民事再生法に基づく手続開始の決定を受けた場合等は再審査を行いますので、下記までご連絡ください。

随時申請は、新経審、旧経審のいずれによっても申請することができます。

随時申請は、審査基準日に有効な新経審及び旧経審により申請することができます。

平成29・30年度競争入札参加資格審査において新経審による申請があったときは、旧経審に置き換えた評点で格付けを行うため、下記の書類を「競争入札参加資格審査申請書」の提出時に併せて提出してください。

### 【追加添付書類】

◎建設機械の保有状況一覧

（注）・経営事項審査申請時に受付印を押印されたもののコピーを添付してください。

・「建設機械の所有及びリース台数」が0台の場合は、添付不要です。

## II 平成31・32年度競争入札参加資格（定期申請）

新経審、旧経審のいずれによっても申請することができます。

平成31・32年度競争入札参加資格審査については、平成31年1月から受付を実施する予定ですが、審査基準日に有効な新経審及び旧経審により申請することができます。

なお、旧経審により格付された方が、新経審を受けたことによる資格の再審査は行いません。

※経審の再審査については、下記のホームページをご確認ください。

新基準による結果通知書は5月上旬から発送となります。

（建設管理課建設業グループ）

「経営事項審査の評価項目等の改正（平成30年4月1日施行）について」

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/sinsa/keishinkaisei.pdf>

入札参加資格の問い合わせ先

北海道建設部建設政策局建設管理課工事管理グループ

電話 011-231-4111（内線29-714）